

水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）の運用について

令和4年3月29日付け3水港第3007号
水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知
最終改正令和8年4月7日付け7水港第2864号

浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）の実施に当たっては、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるところによるほか、当該事業に係る取扱いについては、次の事項に御留意の上、実施されたい。

また、貴職管下の関係市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

第1 対象とする事業の範囲

- 1 運用通知別記7-1の第2の2の(1)のアの(ア)、2の(6)及び運用通知別記7-1の第2の3により実施する事業
- 2 運用通知別記7-1の第3の2から4により実施する事業
- 3 運用通知別記7-1の第4の2から4により実施する事業

第2 実施手続等

1 事業実施主体に対する指導

交付金（都道府県が国から交付を受けた交付金をいい、事業実施主体が市町村の場合は都道府県を経由して助成、交付、補助等（以下「交付等」という。）されたものを、事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合は都道府県及び市町村を経由して交付等されたものを含む。以下同じ。）の交付を受けた都道府県知事は、間接交付金事業者（都道府県が交付を受けた交付金について、市町村及び都道府県が直接交付金の交付等を行う事業実施主体（以下「市町村等」という。）に対し交付等を行う場合、対象となる市町村等をいう。また同様に、市町村が交付等を受けた交付金について、事業実施主体に交付等を行う場合、対象となる事業実施主体をいう。以下同じ。）である市町村がさらに間接交付金事業者に交付金を交付する場合を除き、事業の実施に当たり、事業実施主体に対し次の指導を行うものとする。

(1) 事業の施行

事業は、直営施行（事業実施主体において実施設計書に基づき、直接、材料の購入、人夫の使役等を行い所定の期間内に事業を実施することをいう。以下同じ。）、請負施行（事業実施主体において、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。以下同じ。）又は委託施行（事業実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。以下同じ。）によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種、施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができること。

また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

ア 直営施行

(ア) 現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

(イ) 選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

イ 請負施行

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

(ア) 請負方法

- a 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。
- b 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができること。
- c 市町村が事業実施主体の場合にあつては、a及びbにかかわらず、市町村の定める所定の方法により行うこと。
- d 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官依命通知）、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」（昭和57年12月3日付け57水漁第4760号水産庁長官通知）及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」（昭和62年11月2日付け62水漁第4139号水産庁長官通知）に基づく都道府県知事の指導に従うこと。

(イ) 工事の指導監督

- a 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。
- b 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠ぺいにより明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

- a 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内（検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後14日以内。）に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。
- b 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。
- c 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

ウ 委託施行

(ア) 事業を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。

(イ) 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

(2) 事業実施主体に係る実施手続

事業の実施又は完了に当たり、次の手続を行うこと。

ア 着工届

工事に着手したとき又は機械器具等を購入したときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に文書で届け出ること。

イ 竣工届

工事が完了したときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に届け出ること。

ウ その他関係法規による手続

事業の実施又は完了に当たり、建築基準法に基づく使用承認等の法令に基づく許認可等の取得又は届出を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うこと。

(3) 関係書類等の整備

事業実施に係る次に掲げる関係書類等を整理し、保存すること。

ア 予算関係書類

- (ア) 事業実施に係る総会等の議事録
- (イ) 予算書及び決算書
- (ウ) 分担金（負担金）賦課明細書
- (エ) その他

イ 工事施行関係書類

- (ア) 直営の場合
 - a 工事材料検収簿及び同受払簿
 - b 賃金台帳及び労務者出面簿
 - c 工事日誌及び現場写真
 - d その他
- (イ) 請負の場合
 - a 入札てん末書類
 - b 請負契約書
 - c 工事完了届及び現場写真
 - d その他
- (ウ) 委託の場合
 - a 委託契約書
 - b 工事完了届及び現場写真
 - c その他

ウ 経理関係書類

- (ア) 金銭出納簿
- (イ) 分担金（負担金）徴収台帳
- (ウ) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用書等）
- (エ) その他

エ 往復文書

交付金の交付等から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、指令書及び設計書類等

オ 施設管理関係書類

- (ア) 財産管理台帳
- (イ) 管理規程又は利用規程
- (ウ) その他

(4) 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

ア 事業の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、交付の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、交付対象事業費と交付の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

イ 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

ウ 事業費の支払いは、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

エ 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ漁業協同組合等金融機関の預金口座等を設けておくこと。

オ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

2 市町村に対する指導

交付金の交付を受けた都道府県知事は、間接交付事業者である市町村がさらに事業実施主体へ交付金を交付等する場合は、当該市町村長に対し次の指導を行うものとする。

(1) 事業実施主体に対する指導

事業実施に当たっては、1の各規定に準じて事業実施主体を指導すること。

(2) 報告等

ア 事業実施主体の長より1の(2)のアの着工届があったときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に報告すること。

イ 工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、1の(2)のイの規定に準じて事業実施主体の長より竣工届があったときは、速やかに竣工検査を行うこと。

ウ イの竣工検査を行い、施設等の建設等が適正に行われていることを確認したときは、その旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に届け出ること。

3 監督等

(1) 交付金の交付を受けた都道府県知事は、工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、1の(2)のイの規定に基づき事業実施主体の長より届出があったときは、速やかに竣工検査を行うものとする。

(2) 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村が事業実施主体に交付金を交付

等する事業についても必要がある場合は、（１）に準じて、適宜、中間検査又は竣工時の立入検査を行うものとする。

4 都道府県が事業実施主体である場合の取扱い

1の（１）から（４）までの規定は、1の（１）のイの（ア）のd、1の（２）のア及びイを除き都道府県が事業実施主体である場合に準用する。なお、1の（１）のイの（ア）のcの「市町村」は「都道府県」と読み替えるものとする。

第3 交付対象事業費の取扱いについて

交付対象事業費の取扱いについては、次の1から7までのとおりとする。

1 都道府県附帯事務費

交付の対象は、都道府県が第1に掲げる事業に係る事業計画の策定及び事業の実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

2 市町村附帯事務費

交付の対象は、市町村が第1に掲げる事業に係る事業計画の策定及び事業の実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

3 附帯事業費

交付の対象は、別表6に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

4 交付対象事業費の内容及び構成

交付対象事業費の内容は、次のとおりとする。

（１）運用通知別記7-1の第3の2の（１）のア及び第4の2の（１）のアの対象施設のうち、小規模漁場施設工事費（給品費を含む。以下同じ。）、測量試験費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額

（２）（１）以外の対象施設（ただし、機械器具のみの購入に係るものを除く。）工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-1を参照）

（３）（１）以外の対象施設のうち機械器具のみの購入に係るもの機械器具購入費及び消費税等相当額（事業費の構成は、別表2-2を参照）

5 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

（１）小規模漁場施設

ア 小規模漁場施設の積算については、「水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領について」（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）第5の規定に準じて積算するものとする。ただし、消費税等相当額は、これと区分して積算するものとする。

イ 水産基盤整備事業に同種のものがない場合、支給品費、工事雑費及び公社（地方公共団体等が出資する法人をいう。以下同じ。）が事業実施主体である事業（以下「公社営事業」という。）の現場経費並びに一般管理費等の積算及び取扱いについては、（２）に定めるところによる。

（２）（１）以外の対象施設（ただし、機械器具のみの購入に係るものを除く。）

ア 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税

等相当額に区分して積算するものとする。また、乾燥機、冷蔵庫等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

イ 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

(ア) 工事費

a 積算方法

工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの事業実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具費については本機、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費及び機械器具費については、原則として見積りの比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

b 支給品費

(a) 支給品費は、請負施行又は委託施行において、事業実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。

(b) 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。

(c) 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算するものとする。

c 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって別表3に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

d 諸経費

(a) 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。

(b) 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

(イ) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設

計に必要な費用)とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合には、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(ウ) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする別表4に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の4.5%を限度とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。

この場合において、公社営事業の公社一般管理費については、公社が都道府県知事と協議して定める積算方式により算定する額を計上することができるものとする。

(3) (1) 以外の対象施設のうち機械器具のみの購入に係るもの

ア 機械器具購入費については本機購入費、付属機械器具購入費、事業雑費にそれぞれ区分して積算するものとする。

この場合、原則として見積りの比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

6 工事費及び機械器具購入費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

7 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第4 施設等の管理の方針

事業実施主体は、当該事業によって取得し又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格50万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第5 施設等の管理及び利用

1 施設等の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。

2 施設等の利用は、事業計画に基づき、原則として事業実施主体又は受益者が行うものとする。

3 事業実施主体が直接施設等の管理を行うことが行うことが困難な場合であつて、次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として事業実施主体となりうる者に当該施設の管理を委託することができるものとする。

ただし、この場合にあつても施設等の利用は事業計画に沿ったものである必要があるので留意すること。

(1) 事業計画の内容に基づき管理委託を行うとき。

(2) 事業の趣旨及び内容から、水産庁長官が特に必要と認めるとき。

4 3に基づき委託を行う場合、事業実施主体の長は、管理の委託を受ける者と管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利・義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。

ただし、事業実施主体が地方公共団体であって、別に定めがある場合についてはこの限りではない。

第6 管理の方法

1 事業実施主体の長は、施設等の永続的活用を図りうるよう、施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。

2 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うものとする。

3 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

(1) 目的

(2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式及び数量

(3) 施設等の所在地

(4) 管理責任者

(5) 利用者の範囲

(6) 利用方法に関する事項

(7) 利用料に関する事項

(8) 施設等の保全に関する事項

(9) 施設等の償却に関する事項

(10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項

4 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、保存するものとする。

5 水産庁長官が交付金の交付を受けた都道府県知事に水産鮮度保持施設に保管している水産物を市場に放出するよう指示したときは、交付金の交付を受けた都道府県知事は、その指示に基づき、事業実施主体に対し、当該施設の利用者に対し保管している水産物を市場に放出する必要があることを明示するよう、指導するものとする。

6 都道府県が水産鮮度保持施設の事業実施主体である場合は、交付金の交付を受けた都道府県知事は、自ら当該施設の利用者に対し、保管している水産物を市場に放出する必要があることを明示するものとする。

第7 施設等の処分等について

1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的

以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を受けさせるものとする。

2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体に対して別表 5 左欄の施設に係る交付金を交付等するに当たっては、適正化法施行令第 13 条に定める財産に該当する施設等に準じて、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業実施主体は、間接交付金事業により整備した別表 5 左欄の施設については、同表右欄の用途変更等制限期間内は、施設の管理台帳（様式については、交付金交付決定通知書に付される財産管理台帳に準じる。）及びその他の関係書類を整備し、保管すること。

(2) 事業実施主体は、間接交付金事業により整備した別表 5 左欄の施設については、事業実施完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付等の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(3) 事業実施主体は、間接交付金事業により整備した別表 5 左欄の施設について、同表の右欄に定める用途変更等制限期間内に、施設等を設置した土地若しくは水面の用途を変更する場合又は当該施設等の全部若しくは一部について伐採、取壊し、除去、撤去、掘削、覆土、埋立て、しゅんせつ、爆破若しくは形状変更を行うことによりその施設等の全部若しくは一部が損傷し、減少し、滅失し、若しくはその効用が著しく減少し、若しくはそのようなおそれがある場合は、交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を受けること。

(4) 事業実施主体が (3) により交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を得て施設を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を交付金の交付を受けた都道府県に納付させることがあること。

(5) 間接交付金事業者である市町村が、事業実施主体が行う別表 5 左欄の施設の整備に対して交付金を交付等する場合においても、市町村に付された条件と同一の条件を付すこと。

(6) 間接交付金事業者である市町村が、事業実施主体が行う別表 5 左欄の施設の整備に対して交付金を交付等する場合において、(5) で付した (4) に準じる条件に基づいて事業実施主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を交付金の交付を受けた都道府県に納付しなければならないこと。

3 交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体の長から 1 又は 2 の (3) の申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村長より第 10 の 4 により準用する 3 の申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ承認基準の定めるところにより農林水産大臣の承認を受けなければならない。

5 1 及び 2 の (1) から (3) までの規定は、都道府県が事業実施主体の場合に準用する。その場合において、1 については、冒頭の「交付金の交付を受けた都道府

県知事は、事業実施主体が」とあるのを「都道府県知事は」と、末尾の「交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を受けさせるものとする」とあるのを「農林水産大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとし、また、2の（1）から（3）までについては、それぞれの冒頭の「事業実施主体は、間接交付金事業」とあるのを「都道府県知事は、交付金事業」と、それぞれの末尾の「こと。」を「。」と、2の（3）については、末尾の「交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を受けること」を「農林水産大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとする。

6 交付金の交付を受けた都道府県知事は、2の（4）又は（6）により、市町村又は事業実施主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

7 上記以外の増改築等に伴う手続については、次のとおりとする。

（1）交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体が施設等の移転又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築若しくは改築若しくは模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、交付金の交付を受けた都道府県知事へ届け出させるものとする。

（2）交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体の長より市町村長に対し第10の4により準用する（1）の届出があり、市町村長がその内容を検討した結果事情やむを得ないと認められる場合は、交付金の交付を受けた都道府県知事へ届け出させるものとする。

（3）交付金の交付を受けた都道府県知事は、毎年度の（1）及び（2）の届出の状況を別記様式第1号により取りまとめ、翌年度の6月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

（4）都道府県が事業実施主体の場合は、都道府県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築若しくは改築若しくは模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、その内容について（1）及び（2）の届出状況と併せて（3）により水産庁長官に届け出るものとする。

第8 災害の報告

1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、あらかじめ事業実施主体又は管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が30万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を取りまとめ交付金の交付を受けた都道府県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を事業実施主体又は管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、別記様式第2号により水産庁長官に報告するものとする。

2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村長より第10の4により準用する1の報告があった場合は、別記様式第2号の様式により水産庁長官に報告するものとする。

- 3 都道府県が事業実施主体の場合は、都道府県知事は、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が 30 万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を別記様式第 2 号の様式に準じ、被災写真等を付して水産庁長官に報告するものとする。

第 9 事業実施主体の変更

- 1 都道府県知事は、漁業協同組合等の合併に際し、旧漁業協同組合等が浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業のうち第 1 に掲げる事業に係る事業の実施により取得した財産がある場合で新漁業協同組合等に財産が承継される場合、別記様式第 3 号により水産庁長官に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、漁業協同組合等の合併が既に行われている場合において、当該事業実施主体の変更届の報告が行われていない場合においても、1 と同様に扱うものとする。

第 10 指導監督

- 1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言及び指導を行うものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、施設等の管理運営状況を把握し、施設等が交付の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等（オンラインによるものを含む。）を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 交付金の交付を受けた都道府県知事は、事業実施主体又は管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。
- 4 交付金の交付を受けた都道府県知事は、間接交付金事業者たる市町村が事業実施主体が行う施設等の整備に対し交付金を交付等する場合は、第 6 の 5、第 7 の 1、3 及び 7 の（1）、第 8 の 1 並びに第 10 の 1 から 3 までの規定を市町村に準用させるものとする。この場合において、第 6 の 5 の「水産庁長官」とあるのは「水産庁長官の指示に基づき交付金の交付を受けた都道府県知事」と、その他の「水産庁長官」又は「農林水産大臣」とあるのは「交付金の交付を受けた都道府県知事」と、「交付金の交付を受けた都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 3007 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、廃止前の旧通知の規定により行うこととされている令和 3 年度以前の予算に係る事業の実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

水産業強化支援事業（資源増養殖目標及び経営構造改善目標）の運用について（平成 31 年 3 月 27 日付け 30 水港第 2649 号増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）

附 則（令和5年11月29日付け5水港第1801号）

この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則（令和7年3月31日付け6水港第2528号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月7日付け7水港第2864号）

1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。

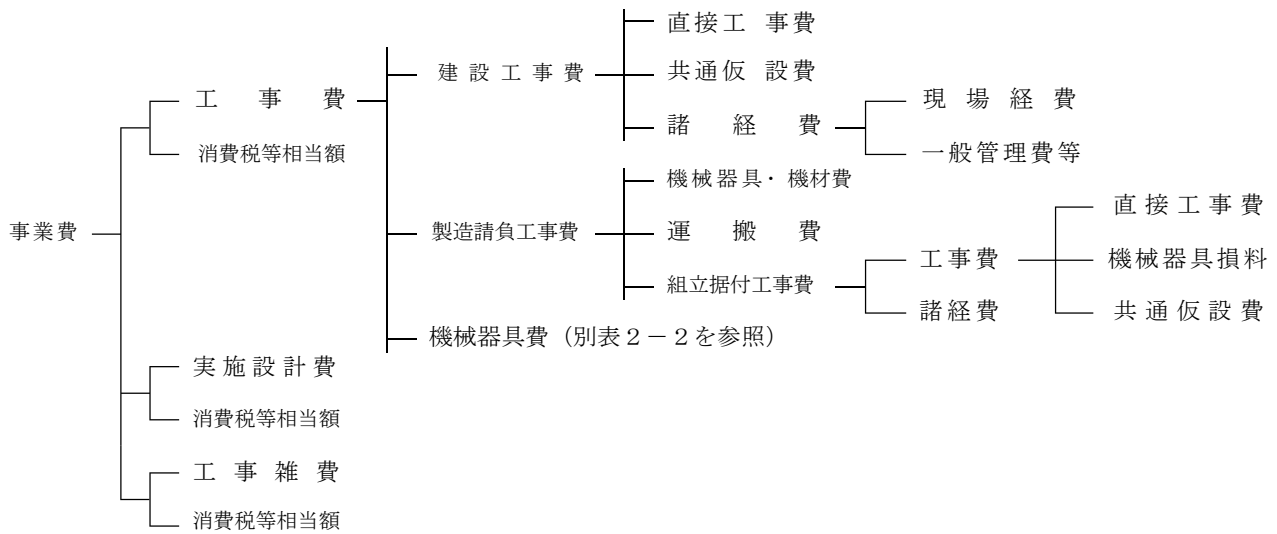
2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

別表1 附帯事務費

区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
報 酬 等	非常勤職員に対する報酬、給与、諸手当等
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	調査等の業務を委託する経費

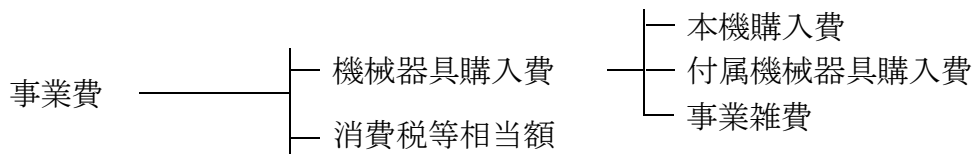
別表 2-1 小規模漁場施設以外の施設に係る事業費構成

小規模漁場施設以外の施設のうち建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表 2-2 機械器具のみの購入に係る事業費構成

小規模漁場施設以外の施設のうち機械器具のみの購入に係るものについては、次の表を標準とする。



(注) 事業雑費は、本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

別表 3 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量、整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、後片付け、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費及び食料費 （交付金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料及び雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

別表5

施設の名称	物 件 等	用途変更等制限期間
小規模漁場施設	自然石 コンクリートブロック造 鉄筋コンクリートブロック造	「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）の別表の水産業強化対策整備交付金の構築物の欄に該当する施設の処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第一の構造物の欄に該当する施設の耐用年数に準ずる。
	コンクリート面	10年
	その他	上記の自然石等の取扱いに準じる。
	海草等（藻場の造成を目的として水域に植栽又は播種したもの）	5年

別表6 附帯事業費

区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
報 酬 等	
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	調査等の業務を委託する経費
原 材 料 費	技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費
構 築 物 設 置 費	イベント等におけるパネル、ブース等の設置費

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

施設等の増改築等報告書

事業実施主体の長及び市町村長等より届出のあった、浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（〇〇）により設置した施設等の令和〇年度における増改築等の状況を取りまとめたので、別紙のとおり報告する。

- （注） 1. 資源増養殖目標、経営構造改善目標の別を記入すること。
2. 元号については適宜修正すること。

別 紙

区 分	事業実施主体	施 設 名	施設取得 年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

- (注) 1. 設計単位を一単位として記入すること。
 2. 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和〇年度浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（〇〇）により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 メニュー名（メニューの内容）
- 2 事業実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫交付金額、都道府県負担額及び事業実施主体負担額等の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく都道府県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）

- （注） 1. 資源増養殖目標、経営構造改善目標の別を記入すること。
2. 元号については適宜修正すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

漁業協同組合の合併に伴う事業実施主体の変更届

令和〇年〇月〇日付けをもって〇〇漁業協同組合と〇〇漁業協同組合が合併し〇〇漁業協同組合となったため、令和〇年度浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（〇〇）により取得した施設の事業実施主体を変更したので、下記のとおり届出する。

記

旧漁業協同組合名	施設名	実施年度	処分制限期間（年）

- (注) 1. 資源増養殖目標、経営構造改善目標の別を記入すること。
2. 元号については適宜修正すること。 3.
市町村合併の場合もこの様式を準用して提出されたい。